

大学・高専機能強化支援事業に関するQ & A

(令和5年5月12日版)

文部科学省高等教育局専門教育課
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構助成事業部

| | |
|---|---|
| 0. 用語の定義について | 1 |
| 1. 支援が必要と認められる教育研究の分野（特定成長分野）について | 2 |
| Q 1-1 基本指針において「中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野（特定成長分野）は、政府全体の戦略・方針に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、法令に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野（これら三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野を含む。）に係るものとする。」とされ、デジタル・グリーンが成長分野として例示されていますが、デジタル・グリーン以外には、例えばどのような成長分野が考えられますか。 | 2 |
| Q 1-2 学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野に係る学部等の設置等であれば支援対象となりますか。 | 2 |
| Q 1-3 理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野の三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野も対象となりますが、具体的にどのような場合が想定されるのでしょうか。 | 2 |
| Q 1-4 今後、我が国の社会経済情勢に大きな変化があった場合、対象となる学位の分野等は見直される可能性はありますか。 | 2 |
| 2. 助成金の交付対象について | 4 |
| Q 2-1 専門職大学、専門職大学院は、助成対象に含まれますか。 | 4 |
| Q 2-2 大学院大学は、助成対象に含まれますか。 | 4 |
| Q 2-3 連合大学院、連携大学院、高専専攻科は助成対象に含まれますか。 | 4 |
| Q 2-4 短期大学を母体として新たに大学を新設する場合、当該大学は、助成対象に含まれますか。 | 4 |
| Q 2-5 同一の大学から、支援1と支援2の両方に申請することは可能ですか。 | 4 |
| Q 2-6 支援1において、同一の大学から複数申請することは可能ですか。 | 4 |
| Q 2-7 支援2において、同一の大学・高専から複数申請することは可能ですか。 | 4 |
| Q 2-8 通信制課程を設置又は定員増する場合は、支援の対象となりますか。 | 5 |
| Q 2-9 夜間学部を設置又は定員増する場合は、支援の対象となりますか。 | 5 |
| Q 2-10 学部等連係課程を設置又は定員増する場合は、支援の対象となりますか。 | 5 |
| Q 2-11 複数の大学が共同教育課程を設置する場合は、支援の対象となりますか。また、支援1において、国立大学との共同教育課程を設置する場合は対象となりますか。 | 5 |
| Q 2-12 助成金の上限額は設定されていますが、下限はありますか。また、上限額の | |

| | |
|--|---|
| 範囲内であれば申請どおりに支援されますか。 | 5 |
| Q 2-13 「学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学」は申請資格がないとありますが、分野別認証評価にて不適合を受けている場合はどのような扱いになりますか。 | 5 |
| 3. 支援 1 の概要について | 6 |
| Q 3-1 申請書に記載する「定員の増加数」、「他学部等の定員の減少数」はどのように算出すればよいですか。 | 6 |
| Q 3-2 「理学関係」、「工学関係」、「農学関係」の学位のいずれも含まない学部等であっても、成長分野に資する教育プログラムを実施している場合であれば支援対象となりますか。 | 6 |
| Q 3-3 「学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援」を行うとされていますが、学部・学科の新設は、支援を受けることができますか。また、コース等の新設は支援の対象となりますか。 | 6 |
| Q 3-4 支援に際して、既存の学部・学科の廃止や学生の定員の減を求められることになりますか。 | 6 |
| Q 3-5 フェーズ 1 の「学部再編等に向けた検討体制の構築」とは、具体的には何を指しますか。 | 6 |
| Q 3-6 フェーズ 1 の「学部再編等に向けた検討体制の構築」において、検討のための事務組織や会議体を設置しなければならないのですか。 | 6 |
| Q 3-7 フェーズ 3 の「学部等の開設後における自走化戦略の深化」とは、具体的には何を指しますか。 | 6 |
| Q 3-8 助成金の交付期間を「原則 8 年以内、最長 10 年間」とするのはなぜですか。また、助成期間はどのように決定されますか。 | 7 |
| Q 3-9 予期せぬ事情により、フェーズ 1 の期間が 3 年よりも延長した場合、助成金額を増額してもらえますか。 | 7 |
| Q 3-10 同一法人が運営する複数の大学からそれぞれ申請することはできますか。 | 7 |
| Q 3-11 複数の再編の構想を 1 つの計画として束ねて提案することはできますか。 | 7 |
| Q 3-12 計画のうち、設置認可・届出時期が異なる改組が混在している場合、各フェーズのタイミング等にどのような影響があるのでしょうか。 | 7 |
| Q 3-13 当初計画していた定員増や定員減の人数に変更が生じた場合どうなりますか。 | 8 |
| Q 3-14 束ねて申請した複数の構想のうち、一つの改組に係る設置認可等が不受理となった場合どうなりますか。 | 8 |
| Q 3-15 どのような改組であれば本計画における定員増や定員増に伴う定員減とみなしてよいのでしょうか。 | 8 |
| Q 3-16 転換に係る要件のうち、新設学科の 3 つのポリシーの全てが、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なるものとはどの程度異なる必要がありますか。 | 9 |
| Q 3-17 転換に係る要件のうち、新設学科の基幹教員の構成が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ 3 割以上異なるとはどのようなことですか。 | 9 |
| Q 3-18 転換に係る要件のうち、新設学科の授与する学位分野（複数分野の場合は、 | |

| | |
|---|----|
| その構成) が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なるとはどのようなことですか。 | 9 |
| Q 3-19 総収容定員充足率 90%を下回る範囲での定員減は、助成率算定式に加味しないとはどのようなことですか。 | 10 |
| Q 3-20 定員増に伴う定員減は、定員増と同時でなければならないのですか。... | 10 |
| Q 3-21 授与する学位の名称には、「理学」、「工学」、「農学」を含まなくてもよいのですか。 | 11 |
| Q 3-22 本事業の支援を受ける組織に入学する学生や卒業生について、学校基本調査等において計上する分野の扱い等に決まりはありますか。 | 11 |
| Q 3-23 フェーズ 1 時点で各要件の計画がどこまで具体的である必要がありますか。 | 11 |
| Q 3-24 要件等を満たしてさえいれば、支援 1 による支援の対象となりますか。 . | 11 |
| Q 3-25 フェーズ 1 からではなくフェーズ 2 からの支援を例外的に受けるためには、何か追加で要件が求められますか。 | 11 |
| Q 3-26 「既存組織の定員増」が事業費上限額基準の引き下げ観点に入っているのはなぜですか。 | 11 |
| Q 3-27 令和 6 年度に開設する私立大学の学部等に関して、設置認可申請済みの設置計画との整合性はどのように考えればよいですか。 | 12 |
| 4. 支援 2 の概要について | 13 |
| Q 4-1 「高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援」を行うとされていますが、本助成事業では、「高度情報専門人材」とは、具体的にはどのような人材を想定されていますか。 | 13 |
| Q 4-2 支援 2 で養成が求められる「高度情報専門人材」の定義は、大学と高等専門学校によって異なりますか。 | 13 |
| Q 4-3 学部や学科の学生が任意で履修するような横断型のコースは支援の対象となりますか。 | 13 |
| Q 4-4 助成対象となるコース等について、コース以外には、例えばどのようなものが考えられますか。また、コース等の履修上の区分において、体制強化を行う計画の場合に留意すべき点はありますか。 | 13 |
| Q 4-5 助成対象となる「専攻に係る課程の変更」とは、具体的には何を指しますか。 | 13 |
| Q 4-6 支援に際して、既存の研究科・専攻の廃止や学生の定員の減を求められることとなりますか。 | 13 |
| Q 4-7 「教育の実績を有する既設の情報系分野に係る研究科、専攻又は学部、学科（授与する学位が、学位種類分野変更基準に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含むものに限る。）を有する大学において、高度情報専門人材を育成する計画であること。」とされていますが、2 大学のうち 1 大学のみが本要件に該当する場合であって、2 大学で共同教育課程を設置しようとする場合、当該共同教育課程は、支援を受けることができますか。 | 13 |
| Q 4-8 助成金の交付期間は「最長 10 年間」とありますが、助成期間はどのように決 | |

| | |
|--|----|
| 定されますか。..... | 14 |
| Q 4-9 大学（特例枠）については、一定数の大学に限り対象とされていますが、一定数の大学の目安は決まっていますか。また、一定数の大学は、どのように選定されることになりますか。..... | 14 |
| Q 4-10 大学（ハイレベル枠）については、最大5件程度の大学に対して、最大10億円を加算して交付するとされていますが、最大5件程度の大学は、どのように選定されることになりますか。..... | 14 |
| Q 4-11 大学（ハイレベル枠）に申請する大学に制限などありますか。..... | 14 |
| Q 4-12 学部段階の取組として大学全体の収容定員の増加を伴う学部の定員増を計画していますが、収容定員に係る学則変更の認可申請の提出後に、本事業の選定結果が判明することになるときは、認可申請はどのようにしたらよいですか。..... | 14 |
| Q 4-13 学部段階の取組として大学全体の収容定員の増加を伴う学部の定員増を計画しており、申請した大学（ハイレベル枠）が不選定の場合には大学（一般枠）の選定を受けることを希望しますが、大学（ハイレベル枠）と大学（一般枠）で定員増の規模が異なるような申請は可能ですか。例えば、大学（ハイレベル枠）で選定された場合は学部定員増+50名、大学（一般枠）で選定された場合は学部定員増+30名というような申請は可能ですか。..... | 14 |
| 5. 申請要件について..... | 16 |
| Q 5-1 「高等教育の修学支援新制度における要件確認を受けていること」で、財務状況や収容定員充足率が適正であると判断されますか。（共通）..... | 16 |
| Q 5-2 本事業の選定後に高等教育の修学支援新制度の機関要件の確認の取消しが行われた場合、どのような手続きが必要となりますか。（共通）..... | 16 |
| Q 5-3 「十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること」について、客観的なデータはどこまで求められますか。また、受験対象者等へのアンケート調査を終えておく必要はありますか。（共通）..... | 16 |
| Q 5-4 「特定成長分野の人材を育成するための戦略」とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。（共通）..... | 16 |
| Q 5-5 「実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること」とされていますが、「実務経験のある教員等」は基幹教員でなくてもよいのですか。（共通）..... | 16 |
| Q 5-6 「寄附金、研究費等の外部資金の獲得について、フェーズ3の助成期間終了時まで、大学全体の外部資金獲得額を申請時点の平均（過去5年間の中央値の3年分の平均）に2.5%を上乗せした水準以上とする計画であること」の「2.5%を上乗せした水準以上」とは、どのような水準で、どのような外部資金が含まれるのでしょうか。（支援1）..... | 17 |
| Q 5-7 「計画の対象となる学部又は学科において、自大学以外の機関との連携を通じた教育体制の整備と教育の実施及び多様な入学者の確保に向けた取組を行う計画であること」については、具体的にどのような取組が考えられますか。（支援1）..... | 17 |
| Q 5-8 「選定された大学は、事業計画書に記載した上記の要件を満たす質の高い教育等に向けた計画の具体化に努めるとともに、その進捗報告を行うこと」とされていま | |

| | |
|---|----|
| すが、進捗報告は、いつ、どのような方法で行うことになりますか。(支援1) | 17 |
| Q5-9 「文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている大学でないこと。」とは具体的にどういうことですか。(支援1・支援2(大学)) | 17 |
| Q5-10 「計画の対象となる研究科等の設置等において、大学院修士課程15名以上又は大学院博士課程5名以上の入学定員の増員を行う計画であること」とされていますが、5年一貫制博士課程、博士前期課程、博士後期課程は、どのように取り扱われますか。(支援2(大学)) | 17 |
| Q5-11 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度の認定を受けていない場合であって、認定を受ける計画がある場合、どの程度の実現可能性や実施時期の見通しが求められることになりますか。(支援2(大学)) | 18 |
| Q5-12 選定後に、応募の申請要件で示した計画が未達成となった場合は、交付決定の取消しが行われたり、助成金の返還が求められたりしますか。(共通) | 18 |
| Q5-13 「機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる研究科等の設置等を行う計画であること」とは、具体的にどういうことですか。(支援2) | 18 |
| Q5-14 例えば、令和6年度に学部の定員増を行い、学年進行で令和10年度に研究科の定員増を行う計画は、令和5年度に申請できますか。(支援2(大学)) | 18 |
| Q5-15 「特定成長分野のうち情報系分野に係る研究科、専攻、コース等の設置・増員(研究科、専攻の定員の増員を伴わないものを含む。)」とありますが、増員を伴わない場合も支援の対象になるのですか。(支援2) | 18 |
| Q5-16 「文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「リテラシーレベル」の認定を受けていること」とありますが、新設予定の高等専門学校の場合は、どうなりますか。(支援2) | 18 |
| Q5-17 「コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること」について、現在学則においてコース等の募集人員数を定めていない場合、新たに定める必要がありますか。それとも学則の下位に位置する規程等に定めることでもよろしいですか。(支援2) | 19 |
| 6. 選定手順について | 20 |
| Q6-1 どのような場合に大学・高専からのヒアリング等が行われることになりますか。また、ヒアリング等について、ヒアリング以外には、例えばどのようなものが考えられますか。 | 20 |
| 7. 審査の観点について | 21 |
| Q7-1 「地域において自治体や企業等と連携した取組を行う計画となっているか。」とされていますが、連携した取組とは、具体的には何を指しますか。(共通) | 21 |
| Q7-2 「初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。」とされていますが、連携に関する取組とは、具体的には何を指しますか。(共通) | 21 |
| Q7-3 「女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。」とされていますが、特色ある取組とは、具体的には何を指しますか。(共通) | 21 |
| Q7-4 「女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画 | |

| | |
|---|----|
| となっているか。」とされていますが、女子学生の確保について女子大学の場合はどのように判断されるのですか。(共通) | 21 |
| Q 7-5 「他の大学(外国大学を含む)・高等専門学校等と連携した取組を行う計画となっているか。」とされていますが、連携した取組とは、具体的には何を指しますか。(共通) | 21 |
| Q 7-6 「より高度な情報専門人材の育成に対応する観点から、学部よりも大学院修士課程、大学院修士課程よりも大学院博士課程の定員増を含む計画を重視する」とされていますが、重視するとは、具体的には何を意味しますか。学部、大学院修士課程、大学院博士課程を同一年度に整備する計画と、学部、大学院修士課程、大学院博士課程を学年進行により段階的に整備する計画とのいずれが重視されますか。(支援2(大学)) | 21 |
| Q 7-7 「高度情報専門人材を育成する大学・高等専門学校において質の高い教育を行う教員を養成・輩出する取組(大学教員等の育成)を行う計画になっているか。」とされていますが、大学・高専の教員を養成する取組とは、具体的には何を指しますか。(支援2(大学)ハイレベル枠) | 22 |
| Q 7-8 10億円の加算を希望する場合は、どのような審査が行われますか。また、追加の審査の観点は全てを満たすことが求められますか。(支援2(大学)ハイレベル枠) | 22 |
| Q 7-9 大学(ハイレベル枠)の3つの取組全てに該当するものとして申請すれば、審査の際に有利になりますか。また、大学(ハイレベル枠)の審査は、申請した3つの取組の平均等により総合的に審査されることになるのでしょうか。(支援2(大学)ハイレベル枠) | 22 |
| Q 7-10 実施方針において、審査基準の策定に際して踏まえるべき主な観点について「以下の観点については、計画の性質に応じてすべて満たすことを求めるものではなく」とありますが、一方で支援2の審査要項においては、実施方針に掲載の観点と同様の審査の観点について「以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する」とあります。どのように解釈したらよいですか。(支援2) | 22 |
| 8. 助成金の交付方法・執行について | 23 |
| Q 8-1 助成金の交付申請、交付決定の対象期間は1年間ですか。事業計画書に記載した計画期間(例えば、8年間など)ですか。 | 23 |
| Q 8-2 単年度に1億円など、毎年度の交付額の上限はあるのでしょうか。 | 23 |
| Q 8-3 助成金の交付申請において、各年度の経費内訳の計画を作成していますが、前倒して執行することや、翌年度に繰り越して執行することは可能ですか。この際には手続きは必要ですか。 | 23 |
| Q 8-4 本助成事業の特徴として、支援1、支援2ともに、計画の対象となった学部等の設置等に至らない場合が想定されますが、そのような場合、交付決定の取消しが行われることはありますか。 | 23 |
| Q 8-5 計画の対象となった学部等の設置等に至らない場合以外では、どのような場合に、交付決定の取消しが行われることがありますか。 | 23 |
| Q 8-6 助成対象経費で使用が認められない経費はありますか。 | 23 |

| | | |
|--------|--|----|
| Q 8-7 | 支援2について、謝金、旅費、会議費の用途に限定がかかっていますが、どのように判断すればよいでしょうか。..... | 24 |
| Q 8-8 | 支援1について、各支援フェーズを前倒ししたり後ろ倒ししたりすることは可能ですか。..... | 24 |
| Q 8-9 | ソフトウェア等の無形固定資産に係る経費は、施設設備整備費として支援の対象になりますか。..... | 24 |
| Q 8-10 | 例えば、戦略的な留学生の受入れ拡大を図る目的で、教育プログラムの国際通用性を担保する上で、国際的な質保証の枠組みを活用することを考えていますが、そのために必要となる経費は支援の対象となりますか。..... | 24 |
| Q 8-11 | 助成金によって購入した機器が陳腐化した場合、例えば3年程度の短期間で廃棄処分してもよいのですか。またその際、助成金で購入した機器をさらに買い替えるための経費は、支援の対象になりますか。..... | 24 |
| Q 8-12 | 新たに整備する施設や設備について、既存の学部等との共用部分に係る経費は、支援の対象になりますか。..... | 25 |
| Q 8-13 | 支援1のフェーズ1及びフェーズ3において、ほかの業務と兼務している事務職員の人件費も、支援の対象になりますか。..... | 25 |
| Q 8-14 | 新たに校舎等を建てるための土地を借地により確保する場合、その上に整備する施設や設備について支援を受けるためには、借地に係る契約を締結していることが要件となりますか。..... | 25 |
| Q 8-15 | TAやチューターに支払う経費は支援の対象になりますか。..... | 25 |
| Q 8-16 | 経費の用途で、いずれかの費目にのみ使用する計画などは認められますか。..... | 25 |
| Q 8-17 | 助成事業が完了した場合に実績報告書を提出し、額の確定を受けることとなりますが、選定した大学・高専に対するフォローアップとして実績報告書を毎年度提出させるとの関連について教えてください。..... | 25 |
| Q 8-18 | この助成金に、間接経費は措置されないのですか。..... | 25 |
| Q 8-19 | 支援2においても、助成率の算定方法が定められていますか。..... | 26 |
| 9. | 他の補助制度、助成制度との関係について..... | 27 |
| Q 9-1 | 文部科学省や文部科学省所管独立行政法人が実施する大学・高専向けの様々な補助制度等がありますが、大学ファンド（国際卓越研究大学への助成）以外に本助成事業との併給が認められないものはありますか。..... | 27 |
| 10. | その他..... | 28 |
| Q 10-1 | 実施方針において「機構は、助成金の交付の対象となった大学・高専における取組の実施状況等を把握するとともに、必要に応じて選定委員会の意見を聴いた上で、当該大学・高専における取組の効果を適切に測定することとし、その把握及び測定の結果をホームページ等で公表する。」とされていますが、大学・高専における取組の実施状況等の把握、大学・高専における取組の効果の測定の結果として、具体的にどのような事項が公表されることとなりますか。..... | 28 |
| Q 10-2 | 支援1に採択された大学が参加しなければならない機能強化会議とは、具体的にはどのような会議ですか。開催時期・場所、出席が求められる者の職位・人数は決 | |

| | |
|--|----|
| まっていますか。大学が準備しなければならないことは何ですか。 | 28 |
| Q10-3 支援1において、計画の構想がどの程度の熟度になれば、この助成事業に申請できますか。 | 28 |
| Q10-4 支援1において、フォローアップの一環として設置認可の書類の提出を求められていますが、どの時点で提出をすればよいのでしょうか。 | 28 |
| Q10-5 東京23区内に立地する大学の学部の定員増の取扱いはどうなりますか。 | 28 |
| Q10-6 設置等を行う学部等において、編入学定員を新たに設定又は既存の編入学定員を拡充する場合の扱いはどうなりますか。 | 28 |
| Q10-7 申請書に「入学定員」「在籍者数」「収容定員」「収容定員充足率」（以上、支援1、支援2共通）「入学志願倍率」（支援2のみ）の記入を求められていますが、学部などの単位ではなく、大括りで入試を行っている等の理由で対象となる組織に限定した記入ができない場合は、どのように記入しますか。 | 29 |

0. 用語の定義について

| 用語 | 定義 |
|---------------------|---|
| 基本指針 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和5年2月28日文科科学大臣決定） |
| 実施方針 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針（令和5年4月13日文科科学大臣認可） |
| 機構 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 |
| 機構法 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号） |
| 学位種類分野変更基準 | 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文科科学省告示第三十九号） |
| 助成事業 | 大学・高専機能強化支援事業 |
| 支援1 | 大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援） |
| 支援2 | 大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援） |
| 助成金 | 大学・高専成長分野転換支援基金助成金 |
| 交付規則 | 大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則 |
| 高専 | 高等専門学校 |
| 3つのポリシー | 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） |
| 総収容定員充足率（支援1に関するもの） | 以下の算定式のとおり。 総収容定員充足率 = B / A A = 収容定員（昼間部・夜間部・通信による教育を行う学部等の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部等が通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（昼間部・夜間部に併設される通信教育）に係る収容定員を除く。）の合計。大学院、専攻科及び別科は含まない。） B = 在学生等の数（Aの学部等に在籍する学生（昼間部・夜間部に併設される通信教育を受ける学生を除く。）の数の合計） |

1. 支援が必要と認められる教育研究の分野（特定成長分野）について

Q 1-1 基本指針において「中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野（特定成長分野）は、政府全体の戦略・方針に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、法令に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野（これら三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野を含む。）に係るものとする。」とされ、デジタル・グリーンが成長分野として例示されていますが、デジタル・グリーン以外には、例えばどのような成長分野が考えられますか。

A 基本指針においては、デジタル・グリーンを成長分野として例示しています。対象となる成長分野は、デジタル・グリーンのみには限定されるものではありませんが、各大学等において、地域社会や産業ニーズを捉えて、当該分野における組織の設置等が政府全体の戦略・方針に掲げられている成長分野に資することを明確にすることが必要と考えています。なお、科学技術・イノベーション基本計画では、AI技術、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、宇宙、海洋、環境エネルギー、食糧・農林水産業などが挙げられています。

Q 1-2 学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野に係る学部等の設置等であれば支援対象となりますか。

A 当該分野における組織の設置等であることに加えて、支援1についてはデジタル・グリーンを中心とした成長分野に係る取組であること、支援2については情報系分野に係る取組であることが必要となります。

Q 1-3 理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野の三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野も対象となりますが、具体的にどのような場合が想定されるのでしょうか。

A Q 1-2で示した要件を満たしている場合は、三分野以外の学位の分野が含まれている場合であっても対象となります。例えば、学位分野が「工学関係×経済学関係」や「工学関係×医学関係」などの場合が考えられます。

(イメージ)



Q 1-4 今後、我が国の社会経済情勢に大きな変化があった場合、対象となる学位の分

野等は見直される可能性はありますか。

A 現時点では想定しておりません。

2. 助成金の交付対象について

Q 2-1 専門職大学、専門職大学院は、助成対象に含まれますか。

A 対象となります。ただし、専門職大学院は支援2のみ対象となります。

Q 2-2 大学院大学は、助成対象に含まれますか。

A 支援2のみ対象となります。

Q 2-3 連合大学院、連携大学院、高専専攻科は助成対象に含まれますか。

A 連合大学院、連携大学院は支援2のみ対象となります。高専専攻科は対象となりません。

Q 2-4 短期大学を母体として新たに大学を新設する場合、当該大学は、助成対象に含まれますか。

A 短期大学から4年制大学への再編を行う場合には、新設する学部の分野等に応じて支援1の対象となります。

Q 2-5 同一の大学から、支援1と支援2の両方に申請することは可能ですか。

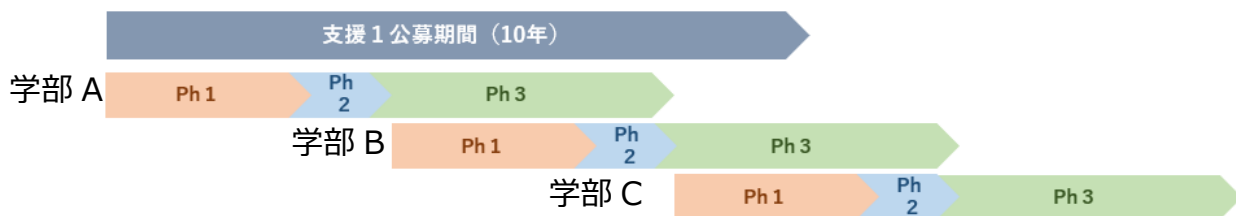
A 同一の組織の設置等に係る取組でない場合は、両方に申請することが可能です。ただし、支援1と支援2の両方で申請する場合、例えば、支援1の学部等の設置等に係る定員増については支援2では支援の対象とならないことに御留意ください。

Q 2-6 支援1において、同一の大学から複数申請することは可能ですか。

A 複数の計画を同時かつ別々に申請することはできません。ただし、先行する計画に係る学部等の開設後であれば、次の計画を申請することができます。

※同じ年度の開設を計画する複数学部の定員増の取組については1つの計画として束ねることができる。

(先行する計画に係る学部等の開設後に次の計画を申請する例のイメージ)



※フェーズ (Ph) 1 期間は3年以内としており、実際は図示した矢印よりも Ph 1 が短いもの等が含まれる

Q 2-7 支援2において、同一の大学・高専から複数申請することは可能ですか。

A 本事業の応募受付期間 (令和5年度から令和7年度まで) を通して、複数の取組を申請することはできません。ただし、過去の公募で不選定だった場合には再度の申請が可能です。

なお、大学（ハイレベル枠）を申請する場合は、大学（一般枠）を兼ねて申請することが可能です。

Q 2-8 通信制課程を設置又は定員増する場合は、支援の対象となりますか。

A 対象となります。

Q 2-9 夜間学部を設置又は定員増する場合は、支援の対象となりますか。

A 対象となります。

Q 2-10 学部等連係課程を設置又は定員増する場合は、支援の対象となりますか。

A 対象となります。学部等連係課程は既存の定員を含め学内の既存リソースを活用することで、新たな教育を実施する制度であることに御留意ください。

Q 2-11 複数の大学が共同教育課程を設置する場合は、支援の対象となりますか。また、支援1において、国立大学との共同教育課程を設置する場合は対象となりますか。

A 複数の大学が共同教育課程を設置する場合も対象となります。それぞれの大学から当該共同教育課程を編成する学科（共同学科）の設置等に係る取組として申請することになり、各大学の共同学科ごとに独立した計画として支援を行います。ただし、共同教育課程の設置・定員変更は、共同学科を有する各々の大学からの認可申請・届出が必要となります。

また、支援1において、国立大学との共同教育課程を設置する場合であっても、公私立大学のみが対象であり、国立大学からの申請は対象となりませんので、公私立大学のみから申請することとなります。なお、国際連携教育課程も同様の扱いとなります。

Q 2-12 助成金の上限額は設定されていますが、下限はありますか。また、上限額の範囲内であれば申請どおりに支援されますか。

A 公募要領のとおり、支援1、支援2ごとに助成金の上限額が設定されています。なお、助成金の下限はありません。

また、支援1では、フェーズ2の段階で、学部等の設置等に係る定員増の規模等に応じて上限額が変動する場合があります。支援2では、定員増の規模等に応じて助成金額を調整する場合があります。

Q 2-13 「学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学」は申請資格がないとありますが、分野別認証評価にて不適合を受けている場合はどのような扱いになりますか。

A 分野別認証評価にて不適合を受けている場合は、当該不適合を受けた組織が申請事業の取組対象である場合は申請不可、不適合を受けていない他の組織が取組対象であれば申請が可能という扱いとなります。

3. 支援1の概要について

Q3-1 申請書に記載する「定員の増加数」、「他学部等の定員の減少数」はどのように算出すればよいですか。

A 「定員の増加数」は、既存の組織の定員の拡充を図る計画である場合はその入学定員の増加分を、学部・学科を新設する計画である場合は、その入学定員予定数を記入してください。

「他学部等の定員の減少数」は、支援対象となる学部・学科の再編等に伴う他の学部・学科の入学定員の減少数を記入してください。

Q3-2 「理学関係」、「工学関係」、「農学関係」の学位のいずれも含まない学部等であっても、成長分野に資する教育プログラムを実施している場合であれば支援対象となりますか。

A 対象とはなりません。

Q3-3 「学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援」を行うとされていますが、学部・学科の新設は、支援を受けることができますか。また、コース等の新設は支援の対象となりますか。

A 新たに学部・学科を設置する場合も対象となります。なお、コース等の新設は対象ではありません。

Q3-4 支援に際して、既存の学部・学科の廃止や学生の定員の減を求められることとなりますか。

A 必ずしも既存の学部・学科の廃止や学生の定員の減を求めるものではありませんが、18歳人口の動向を踏まえて、既存学部・学科の定員減を伴う転換・再編等を行う場合の助成率を優遇することとしています。

Q3-5 フェーズ1の「学部再編等に向けた検討体制の構築」とは、具体的には何を指しますか。

A フェーズ1は、学部等の設置等に向けて、構想策定やニーズ調査といった事前検討から、具体的な教育内容・方法等の検討など、設置認可申請や届出の準備段階に必要な検討体制を構築するものです。

Q3-6 フェーズ1の「学部再編等に向けた検討体制の構築」において、検討のための事務組織や会議体を設置しなければならないのですか。

A 必ずしも新たな組織等を設置する必要はなく、既存の組織の体制強化を実施するなど、各大学の事情に応じた取組を行ってください。

Q3-7 フェーズ3の「学部等の開設後における自走化戦略の深化」とは、具体的には

何を指しますか。

A 学部等の設置等が行われた場合に、完成年度を迎えるまでの間、取組計画の点検評価や持続的な教育研究活動を行うための戦略の見直しなどに必要な取組を行うものです。

Q 3-8 助成金の交付期間を「原則 8 年以内、最長 10 年間」とするのはなぜですか。また、助成期間はどのように決定されますか。

A フェーズ 1 の事前検討から認可・届出提出までに 3 年以内、フェーズ 2 の開設準備に 1 年程度、フェーズ 3 の開設から完成年度までに 4 年を想定し、原則 8 年以内としています。ただし、設置認可プロセスの長期化等の予期せぬ事情を勘案して猶予期間を設けることとし、助成期間を最長 10 年まで延長可能としています。

なお、助成期間は各大学の事業計画に基づき決定されます。

Q 3-9 予期せぬ事情により、フェーズ 1 の期間が 3 年よりも延長した場合、助成金額を増額してもらえますか。

A フェーズ 1 の助成金額は、期間にかかわらず最大 3,000 万円となります。

Q 3-10 同一法人が運営する複数の大学からそれぞれ申請することはできますか。

A 可能です。ただし、支援 1 においては、同一法人が運営する他大学の入学定員の減を助成率の算定に含むことができることを踏まえ、同一法人が運営する複数大学間において、ある組織の定員増に伴って他組織の定員減が生じる計画の場合は、当該計画に含まれる大学に係る別の計画は申請できません。

Q 3-11 複数の再編の構想を 1 つの計画として束ねて提案することはできますか。

A 同じ年度に開設等を計画する複数学科又は学部の定員増の取組については、1 つの計画として束ねて申請してください。

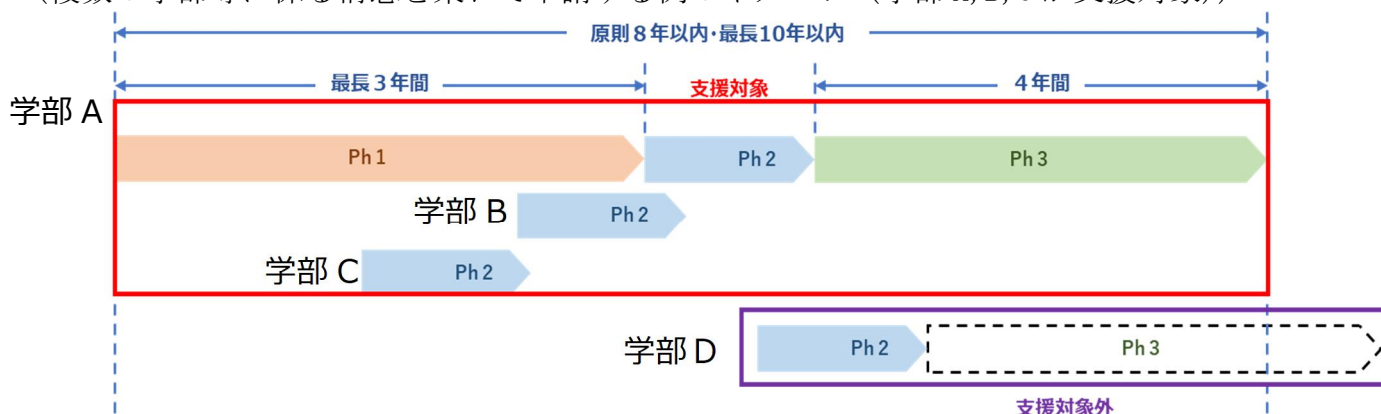
Q 3-12 計画のうち、設置認可・届出時期が異なる改組が混在している場合、各フェーズのタイミング等にどのような影響があるのでしょうか。

A 複数の学部に係る構想を束ねた申請は、同じ年度の開設を念頭においたものとして申請される必要があります。このため、設置認可・届出時期が異なる場合であっても、開設時期が異なることは原則として想定されません。やむを得ない事情により束ねた計画の一部の改組が早まる又は遅れる場合の扱いは、以下のとおりとします。

- ✓ 助成期間は束ねた計画全体として原則 8 年以内、猶予期間を含めて最長 10 年とする。
- ✓ フェーズ 1 支援の期間は 3 年以内とし、当該期間内で最も遅い学部等の開設に伴い終了する。
- ✓ フェーズ 3 支援の期間は 4 年とし、最も遅い学部等の開設に伴い開始する（先行する改組に合わせない）。
- ✓ 最も遅い改組であっても、フェーズ 3 支援の期間は 4 年とし、全体で原則 8 年、最長 10 年以内に収める必要がある（改組が遅れることによりフェーズ 3 支援を短縮す

ることは認められず、当該改組に係る部分は支援対象外となる)。

(複数の学部等に係る構想を束ねて申請する例のイメージ (学部 A, B, C が支援対象))



Q 3-13 当初計画していた定員増や定員減の人数に変更が生じた場合どうなりますか。

A フェーズ2の算定に変更が生じることになり、フェーズ2に係る助成額の再算定を行います。また、フェーズ1の期間中から施設設備整備等を行っている場合には、一部返還等が生じる可能性があります。

Q 3-14 束ねて申請した複数の構想のうち、一つの改組に係る設置認可等が不受理となった場合どうなりますか。

A 不受理となった組織に係る入学定員増数がフェーズ2の算定から除かれることとなります。他の組織の改組に係る設置認可・届出が受理されているのであれば、交付決定が取り消されることはありません。ただし、フェーズ1の期間中から施設設備整備等を行っている場合には、一部返還等が生じる可能性があります。

Q 3-15 どのような改組であれば本計画における定員増や定員増に伴う定員減とみなしてよいのでしょうか。

A 学位種類分野変更基準に定める17の学位分野のうち、「理学関係」、「工学関係」、「農学関係」のいずれかを含むものであり、デジタル・グリーン等の成長分野の発展に寄与する組織の定員増又は新設に係る増員数を本計画における定員増とみなし、また、定員増に伴い定員減又は廃止した他の組織の減員数を本計画における定員減とみなします。

ただし、「名称変更」のみを行う計画や「転換に係る要件*」を満たさない計画、「収容定員充足率90%を下回る範囲での定員減」については、定員減とみなしません。

*【転換に係る要件】

新たな学部・学科の設置に伴い他の学部・学科の定員減（廃止を含む、以下同じ。）を行う計画について、下記の転換に係る要件を満たさないものは、総収容定員の増に係る部分（純増部分）を除き、フェーズ2支援の対象としない。

✓新設する学科の3つのポリシーの全てが、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なるものであり、下記2つの項目のうち、いずれかを満たすもの

- ① 新設学科の基幹教員の構成が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ3割以上異なる
- ② 新設学科の授与する学位分野（複数分野の場合は、その構成）が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なる

Q 3-16 転換に係る要件のうち、新設学科の3つのポリシーの全てが、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なるものとはどの程度異なる必要がありますか。

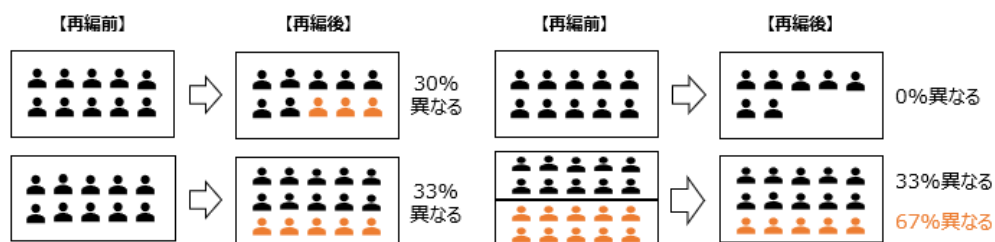
A 学科を新設するに当たり、定員減を行った学科と新設する学科の3つのポリシーを比較したときに、異なることが明らかである必要があります。

Q 3-17 転換に係る要件のうち、新設学科の基幹教員の構成が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ3割以上異なるとはどのようなことですか。

A 基幹教員の構成の確認は、再編後の学科の基幹教員数を100%とし、再編前の学科と異なる教員が30%以上含まれていることを指します。なお、新設に伴う定員減を行う学科が複数存在する場合は、その全てと比較します。

※複数学科又は複数学部の再編計画については、上記のほか再編前後の全体も比較（全体のプールとしての比較）する。

（再編前後での基幹教員の構成の変化の例のイメージ）



左上：10人から3人変更（30%異なるため支援対象となり得る）

左下：10人から5人追加（33%異なるため支援対象となり得る）

右上：10人から3人減少（0%異なるため支援対象外）

右下：2つの学科A（上）B（下）を統合

Aと再編後の比較では10人から5人追加

Bと再編後の比較では10人から5人減少し10人追加

（それぞれ33%、67%異なるため支援対象となり得る）

Q 3-18 転換に係る要件のうち、新設学科の授与する学位分野（複数分野の場合は、その構成）が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なるとはどのようなことですか。

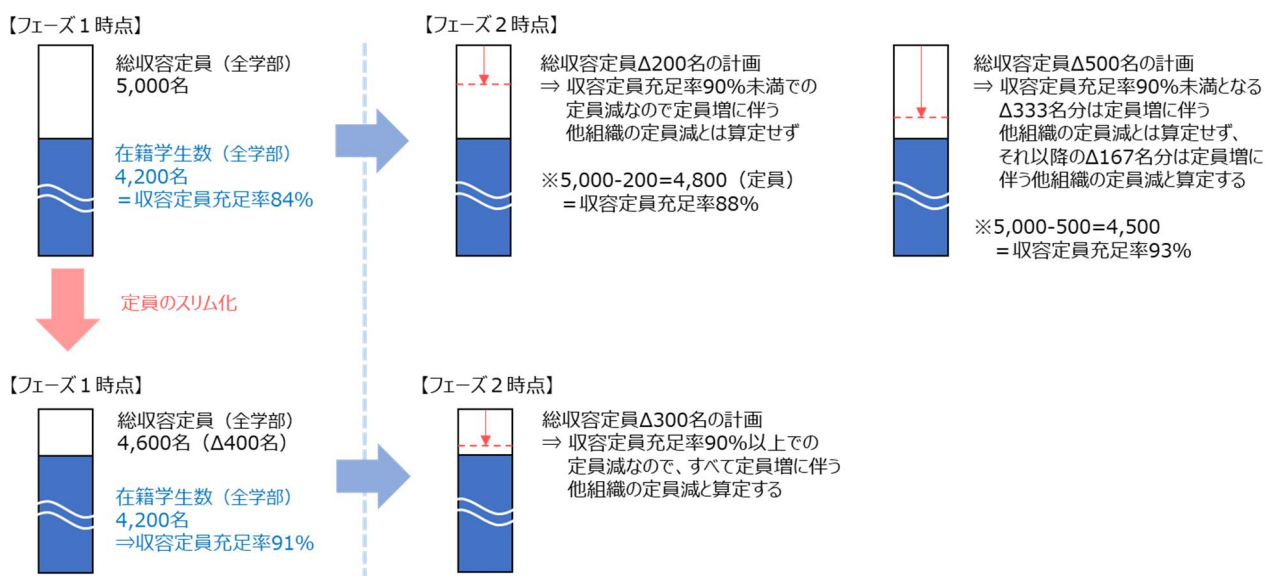
A 経済学関係から理学関係のように、新設学科の学位の分野が定員減を行う全ての学科と異なるということを指します。なお、複数の学位分野を授与する場合は、例えば、経済学関係の分野の学科を経済学関係及び工学関係の分野の学科とするような、構成する学位の分野が一部同じであっても、構成が異なるのであれば、授与する学位分野は異なるものとみなすという意味になります。

Q3-19 総収容定員充足率 90%を下回る範囲での定員減は、助成率算定式に加味しないとはどのようなことですか。

A 定員減を行った後の総収容定員を分母として、現在の在籍学生数での総収容定員充足率を算出したときに 90%に満たない場合、当該計画における定員減を助成率の算定に用いません。言い換えると、計画する定員減の結果、総収容定員が現在の在籍学生数を 0.9 で除した数以下となる範囲でのみ、定員増に伴う他組織の定員減とみなします。一方、計画する定員減の結果、総収容定員が現在の在籍学生数を 0.9 で除した数を超過する場合、計画は「純増」扱いとします。

※助成率算定に係る総収容定員充足率は、定員減の届出を行った時点の前年度の数値に基づき判定する。

(イメージ)



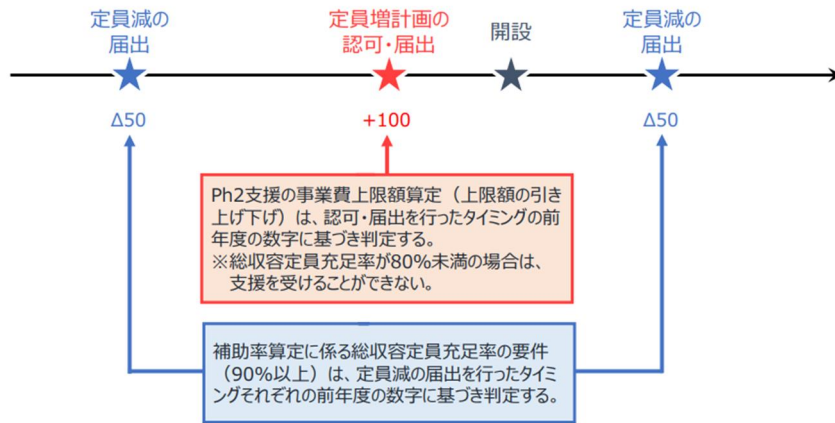
Q3-20 定員増に伴う定員減は、定員増と同時でなければならないのですか。

A 大学の計画に応じて、定員増前の定員減（前倒し）及び定員増後の定員減（後倒し）についても助成率算定式に加味することが可能です。

ただし、定員減の前倒し・後倒し実施は本事業からの支援を受けている期間に限ること（前倒しの場合はフェーズ1期間、後倒しの場合はフェーズ3期間）とし、これを計画する際は、機構に定員減の実施時期に係る計画書を別途提出した上で、その実施が完了するまでの間、当該大学は本事業に係るものを除き、総収容定員増を伴う認可申請を行わないこととします。

上記のルールが守られない場合は、本事業からの支援を中断することや、支援全額の返還等を求める可能性があります。

(イメージ)



Q 3-21 授与する学位の名称には、「理学」、「工学」、「農学」を含まなくてもよいのですか。

A 学位種類分野変更基準に定める17の学位分野のうち「理学関係」、「工学関係」、「農学関係」のいずれかを含むことが要件であり、学位の名称に「理学」、「工学」、「農学」を含む必要はありません。

Q 3-22 本事業の支援を受ける組織に入学する学生や卒業生について、学校基本調査等において計上する分野の扱い等に決まりはありますか。

A 当該組織が「理学」、「工学」、「農学」を含む学位の分野であることも踏まえつつ学校基本調査等の各調査の記載要領に従って、各大学において適切に計上願います。

Q 3-23 フェーズ1時点で各要件の計画がどこまで具体的である必要がありますか。

A フェーズ1時点では具体的に記載することが困難な要件もありますが、今後どのようなことを実施していくか、どのように計画を具体化していくかという方針等を含む計画を記載してください。

Q 3-24 要件等を満たしてさえいれば、支援1による支援の対象となりますか。

A 要件等を満たす計画であれば原則として支援の対象となります。ただし、申請の状況等により基金の予算の範囲内で調整を行うことがあります。

Q 3-25 フェーズ1からではなくフェーズ2からの支援を例外的に受けるためには、何か追加で要件が求められますか。

A 令和6年度に定員増を実施する計画に限り、フェーズ2から支援を受けることが可能です。この場合であってもフェーズ1期間中に満たしておくべき要件を満たしていることが必要です。

Q 3-26 「既存組織の定員増」が事業費上限額基準の引き下げ観点に入っているのはな

ぜですか。

- A 既存組織の定員増の場合、既存組織の施設設備の一部を活用することも可能であり、新たに学部等を設置する場合に比べ、一般的にコストがかからないと考えられるためです。

Q 3-27 令和6年度に開設する私立大学の学部等に関して、設置認可申請済みの設置計画との整合性はどのように考えればよいですか。

- A 令和6年度開設の大学の設置等に伴う寄附行為（変更）認可申請に関し、本事業の採択を理由とした計画変更について、設置計画の変更が認められる事由となります。該当する場合は、通常の手続と同様に、寄附行為（変更）認可後に文部科学省私学行政課法人係に必ず相談してください。

4. 支援2の概要について

Q4-1 「高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援」を行うとされていますが、本助成事業では、「高度情報専門人材」とは、具体的にはどのような人材を想定されていますか。

A 各大学における事業計画によって、高度情報専門人材の人材像は異なるものと考えていますが、基本的には、情報系を主軸として、様々な産業分野で活躍する高度専門人材を想定しています。また、大学（ハイレベル枠）については、大学院博士課程では当該分野の大学教員等の育成も含まれます。

Q4-2 支援2で養成が求められる「高度情報専門人材」の定義は、大学と高等専門学校によって異なりますか。

A 基本的な考え方は同じです。

Q4-3 学部や学科の学生が任意で履修するような横断型のコースは支援の対象となりますか。

A 対象となりません。

Q4-4 助成対象となるコース等について、コース以外には、例えばどのようなものが考えられますか。また、コース等の履修上の区分において、体制強化を行う計画の場合に留意すべき点はありますか。

A 例えば、「プログラム」や「領域」などの区分が考えられます。また、コース等の履修上の区分において、体制強化を行う計画の場合は、学則において、当該コース名とともに募集人員数を明記することが必要です。

Q4-5 助成対象となる「専攻に係る課程の変更」とは、具体的には何を指しますか。

A 例えば、大学院修士課程のみを設置している専攻に、新たに大学院博士課程を設置する場合は該当します。

Q4-6 支援に際して、既存の研究科・専攻の廃止や学生の定員の減を求められることになりますか。

A 大学院については、定員の減を求めることはありません。

Q4-7 「教育の実績を有する既設の情報系分野に係る研究科、専攻又は学部、学科（授与する学位が、学位種類分野変更基準に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含むものに限る。）を有する大学において、高度情報専門人材を育成する計画であること。」とされていますが、2大学のうち1大学のみが本要件に該当する場合であって、2大学で共同教育課程を設置しようとする場合、当該共同教育課程は、支援を受けることができますか。

A 2大学のうち1大学のみが申請要件を満たしている場合は、当該大学からのみ申請可

能です。なお、当該計画にもう一方の大学が含まれている場合は、申請大学に対する助成の一部を活用して、もう一方の大学の機能強化に充てることは可能です。ただし、その場合であっても助成額の総額は、1大学に配分される額となりますので、御留意ください。

Q 4-8 助成金の交付期間は「最長 10 年間」とありますが、助成期間はどのように決定されますか。

A 例えば、令和 5 年度に採択された場合、令和 14 年度までの 10 年間の範囲内において、選定された大学の事業計画に応じて、助成期間が決定されます。例えば、8 年間の計画である場合は助成期間も 8 年となります。

Q 4-9 大学（特例枠）については、一定数の大学に限り対象とされていますが、一定数の大学の目安は決まっていますか。また、一定数の大学は、どのように選定されることとなりますか。

A 一定数の大学の目安としては特段設けていませんが、数件程度を想定しています。また、選定については、基本的には大学（一般枠）の取組と同様の取扱いとなります。

Q 4-10 大学（ハイレベル枠）については、最大 5 件程度の大学に対して、最大 10 億円を加算して交付するとされていますが、最大 5 件程度の大学は、どのように選定されることとなりますか。

A 選定委員会において、書面審査に加えて面接審査を行い、合議審査を経て対象となる大学を選定する予定です。詳細については、審査要項等を確認願います。

Q 4-11 大学（ハイレベル枠）に申請する大学に制限などありますか。

A ありません。ただし、公募要領や審査要項に示す要件等を満たすことが前提であり、高度情報専門人材の育成において、規模や質の観点から極めて高い効果が見込まれる事業計画であることが求められます。

Q 4-12 学部段階の取組として大学全体の収容定員の増加を伴う学部の定員増を計画していますが、収容定員に係る学則変更の認可申請の提出後に、本事業の選定結果が判明することになるときは、認可申請はどのようにしたらよいですか。

A 本事業に申請している学部の定員増の規模で、認可申請を提出してください。

なお、設置認可等の審査は、本事業による選定の有無にかかわらず行われるものであり、大学設置・学校法人審議会（以下「設置審」という）の答申を踏まえ、文部科学大臣による認可がなされなかった場合は、たとえ本事業で選定された事業計画であったとしても、総収容定員の増加を伴う学部の定員増は認められません。

国立大学については、本事業による選定等を前提として学部の定員増が認められることとなりますので御留意ください。

Q 4-13 学部段階の取組として大学全体の収容定員の増加を伴う学部の定員増を計画し

ており、申請した大学（ハイレベル枠）が不選定の場合には大学（一般枠）の選定を受けることを希望しますが、大学（ハイレベル枠）と大学（一般枠）で定員増の規模が異なるような申請は可能ですか。例えば、大学（ハイレベル枠）で選定された場合は学部定員増+50名、大学（一般枠）で選定された場合は学部定員増+30名というような申請は可能ですか。

A 各大学において、地域社会や産業ニーズ等を踏まえた学部定員増の認可申請が提出されるものと承知しており、大学（ハイレベル枠）と大学（一般枠）のいずれの計画においても、学部については同規模の定員増（学部）がなされるものと考えます。

その上で、仮に+50名の学部定員増で本事業に申請し、大学（ハイレベル枠）は不選定、大学（一般枠）は選定となるとともに、設置審による審査・答申を踏まえて+50名の学部定員増の認可がなされた場合は、大学（一般枠）の助成を受けながら、学内予算等も活用し、学部定員+50名増の計画として実施することが基本となります。

なお、大学（ハイレベル枠）に選定されなかったことで、本事業計画の実現が困難となる場合は、認可申請を取り下げることにも可能です。

5. 申請要件について

Q5-1 「高等教育の修学支援新制度における要件確認を受けていること」で、財務状況や収容定員充足率が適正であると判断されますか。(共通)

A 当該制度で設けている機関要件を満たしている場合は、財務状況や収容定員充足率は適正であると判断されます。なお、支援1については採択された機関はフェーズ1期間中に総収容定員充足率を80%以上とすることを要件としています。

Q5-2 本事業の選定後に高等教育の修学支援新制度の機関要件の確認の取消しが行われた場合、どのような手続きが必要となりますか。(共通)

A 高等教育の修学支援新制度の機関要件の確認の取消しが行われたときは、助成事業の実施者は助成事業を中断し、交付規則第9条に基づき速やかに「事業中止(廃止)承認申請書」を機構に提出し、承認を受けます。確認取消がされた日以前において、契約等の履行が完了し支払義務が生じているもの以外は、機構に助成金を返還することとなります。猶予期間内(確認取消日から3年経過日以降、同4年経過日より前)に高等教育の修学支援新制度の機関要件の確認を再度受けた場合は、交付規則第10条に基づき助成事業の再開手続きを行うことが可能です。その際、猶予期間については、当初交付決定された助成期間には算入されません。

Q5-3 「十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること」について、客観的なデータはどこまで求められますか。また、受験対象者等へのアンケート調査を終えておく必要はありますか。(共通)

A 本事業の申請時点において、必ずしも受験対象者等へのアンケート調査まで終えておく必要はありませんが、支援1(フェーズ2)及び支援2においては、当該大学・高専における志願者数の状況や入学定員及び収容定員充足率等の定量的な要素を用いて、学生確保の見通しについて一定の説明を行うことが求められます。支援1(フェーズ1)への申請においては、最低限、これら定量的な要素を具体化するための計画を提出してください。支援2への申請においては、大学院段階及び学部段階のそれぞれで定員増を計画する場合は、それぞれの状況等について説明してください。

Q5-4 「特定成長分野の人材を育成するための戦略」とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。(共通)

A 設置等を行う学部等において、当該特定成長分野の資質・能力を備えた人材を育成するためにどのような体制(教育環境や教員体制等)を構築して、どのように実現していくかの戦略を記載いただくことを想定しています。支援1(フェーズ1)への申請においては、最低限、これらの要素を具体化するための計画を提出してください。

Q5-5 「実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること」とされていますが、「実務経験のある教員等」は基幹教員でなくてもよいのですか。(共通)

A 基幹教員に限らず、非常勤の教員や外部講師による授業科目も想定しています。

Q5-6 「寄附金、研究費等の外部資金の獲得について、フェーズ3の助成期間終了時までに、大学全体の外部資金獲得額を申請時点の平均（過去5年間の中央値の3年分の平均）に2.5%を上乗せした水準以上とする計画であること」の「2.5%を上乗せした水準以上」とは、どのような水準で、どのような外部資金が含まれるのでしょうか。（支援1）

A フェーズ3終了時までに、全学における本事業への申請時点から過去5年の外部資金獲得額のうち、中央値となる3年分（5年分の獲得額のうち、最大額及び最小額を除いた残りの3年分）の平均に本事業による支援額の2.5%を上乗せした額をいずれかの年度において獲得する計画であることを求めています。ここでいう外部資金とは、寄附による収入や受託研究・共同研究・受託事業等による収入、競争的研究費など外部から提供される資金（私立大学等経常費補助金や地方公共団体が支出する運営費交付金は除く）を指します。

Q5-7 「計画の対象となる学部又は学科において、自大学以外の機関との連携を通じた教育体制の整備と教育の実施及び多様な入学者の確保に向けた取組を行う計画であること」については、具体的にどのような取組が考えられますか。（支援1）

A 前者については、例えば、企業等と連携したPBL（課題解決型学習）授業や研究インターンシップの実施や地域の大学コンソーシアムにおける共同事業などが考えられます。また、後者については、地域の初等中等教育段階の学校と連携した出前授業の実施や、入学者選抜における科目の見直しなどが考えられます。

Q5-8 「選定された大学は、事業計画書に記載した上記の要件を満たす質の高い教育等に向けた計画の具体化に努めるとともに、その進捗報告を行うこと」とされていますが、進捗報告は、いつ、どのような方法で行うことになりますか。（支援1）

A 選定された大学は、交付規則に基づき、本事業に係る実績報告書（機構の事業年度終了に伴う実績報告書）を毎年度機構に提出していただきます。また、選定された大学による取組状況についての意見交換や情報交換のため原則として毎年度一回開催される会議（機能強化会議）に参加していただきます。

Q5-9 「文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている大学でないこと。」とは具体的にどういうことですか。（支援1・支援2（大学））

A 大学ファンドからの助成を受けている国際卓越研究大学については、本事業への申請はできません。

また、既に本事業に選定されている大学が新たに国際卓越研究大学として認定された場合は、大学ファンドによる助成が開始された際に交付の決定の一部を取り消します。その際の助成金の返還等については、公募要領8. 助成金の交付等を御確認ください。

Q5-10 「計画の対象となる研究科等の設置等において、大学院修士課程15名以上又は大学院博士課程5名以上の入学定員の増員を行う計画であること」とされていますが、5年一貫制博士課程、博士前期課程、博士後期課程は、どのように取り扱われますか。

(支援2 (大学))

A 学位としての修士、博士を授与することができる組織の増員であるかということをもって判断します。

Q5-11 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度の認定を受けていない場合であって、認定を受ける計画がある場合、どの程度の実現可能性や実施時期の見通しが求められることになりますか。(支援2 (大学))

A 可能な限り速やかに認定を受けることが必要です。例えば、令和5年度に申請する場合は、令和7年度までに認定を受ける計画であることが望まれます。

Q5-12 選定後に、応募の申請要件で示した計画が未達成となった場合は、交付決定の取消しが行われたり、助成金の返還が求められたりしますか。(共通)

A 選定時には、申請要件で示した計画を満たすことが必要です。その上で、選定後に未達成となった場合であっても、計画に基づき取組が遂行されていれば要件を満たすものと考えており、直ちに交付決定の取消しや助成金の返還を求めることはありません。ただし、交付規則第17条第1号から第4号までの義務違反に該当する場合は、判明した時点で交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることとなります。

Q5-13 「機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる研究科等の設置等を行う計画であること」とは、具体的にどういうことですか。(支援2)

A 例えば、令和5年度に選定された場合は、令和7年度末までに研究科等の設置等を行うことが要件となります。

Q5-14 例えば、令和6年度に学部の定員増を行い、学年進行で令和10年度に研究科の定員増を行う計画は、令和5年度に申請できますか。(支援2 (大学))

A 可能です。なお、事業計画において、研究科の定員増についても含めて記載いただくことが必要です。

Q5-15 「特定成長分野のうち情報系分野に係る研究科、専攻、コース等の設置・増員(研究科、専攻の定員の増員を伴わないものを含む。)」とありますが、増員を伴わない場合も支援の対象になるのですか。(支援2)

A 例えば、工学専攻の中にある情報系コースの定員増をして、他のコースを同数定員減した場合、専攻としては定員が変わらない場合があることを想定しており、この場合においても情報系の組織等の定員が増えることから支援の対象となります。

Q5-16 「文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「リテラシーレベル」の認定を受けていること」とありますが、新設予定の高等専門学校の場合は、どうなりますか。(支援2)

A 高等専門学校を開設後に、「リテラシーレベル」の認定を受ける計画がある場合は、

申請要件を満たすこととなります。

Q5-17 「コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること」について、現在学則においてコース等の募集人員数を定めていない場合、新たに定める必要がありますか。それとも学則の下位に位置する規程等に定めることでもよろしいですか。(支援2)

A 学則の下位に位置する規程等に定めることでも構いませんが、学則において、コース等ごとの募集人員数が当該規程等に定められていることが分かるよう記載してください。なお、当該規程等は公開することを求めます。

6. 選定手順について

Q 6－1 どのような場合に大学・高専からのヒアリング等が行われることになりますか。
また、ヒアリング等について、ヒアリング以外には、例えばどのようなものが考えられますか。

A 支援2の大学（ハイレベル枠）に申請のあった大学に対して面接審査を実施することを予定しています。その他、選定委員会の判断により必要に応じて実地調査を行うことも考えられます。

7. 審査の観点について

Q7-1 「地域において自治体や企業等と連携した取組を行う計画となっているか。」とされていますが、連携した取組とは、具体的には何を指しますか。(共通)

A 例えば、地域の自治体や企業等とのPBLやインターンシップに関する協定の締結や企業との共同研究の実施等があります。これに限らず、連携した取組を記載ください。

Q7-2 「初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。」とされていますが、連携に関する取組とは、具体的には何を指しますか。(共通)

A 例えば、中高生向けの出前授業・研究紹介や連携教育プログラムの実施等があります。これに限らず、連携した取組を記載ください。

Q7-3 「女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。」とされていますが、特色ある取組とは、具体的には何を指しますか。(共通)

A 例えば、女子中高生やその保護者向けのキャリアパスの説明会の開催や社会人の就学と職業生活の両立を図る学習環境の構築等があります。これに限らず、特色ある取組を記載ください。

Q7-4 「女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。」とされていますが、女子学生の確保について女子大学の場合はどうのように判断されるのですか。(共通)

A 女子大学の場合、女子学生の確保については当該要件を満たしているものとみなしますので、社会人学生、留学生等について本事業における学部等設置等において取り組む計画を記載ください。

Q7-5 「他の大学(外国大学を含む)・高等専門学校等と連携した取組を行う計画となっているか。」とされていますが、連携した取組とは、具体的には何を指しますか。(共通)

A 例えば、他の大学・高専等との連携教育プログラムの開設や単位互換の推進等があります。これに限らず、連携した取組を記載ください。

Q7-6 「より高度な情報専門人材の育成に対応する観点から、学部よりも大学院修士課程、大学院修士課程よりも大学院博士課程の定員増を含む計画を重視する」とされていますが、重視するとは、具体的には何を意味しますか。学部、大学院修士課程、大学院博士課程を同一年度に整備する計画と、学部、大学院修士課程、大学院博士課程を学年進行により段階的に整備する計画とのいずれが重視されますか。(支援2(大学))

A いずれの課程における定員増も重視します。特に、博士課程を重視します。また、定員増の時期について、同一年度に整備する計画と学年進行により段階的に整備する計画は同等となります。なお、必要に応じて助成金額の調整を行う際の参考にします。

Q 7-7 「高度情報専門人材を育成する大学・高等専門学校において質の高い教育を行う教員を養成・輩出する取組（大学教員等の育成）を行う計画になっているか。」とされていますが、大学・高専の教員を養成する取組とは、具体的には何を指しますか。（支援2（大学）ハイレベル枠）

A 大学院博士課程の定員増を計画するとともに、将来的に大学・高専の教員を目指すキャリア形成や博士課程学生を対象とした教育能力を身に付けるための取組（プレFD）などの取組を行うことが考えられます。

Q 7-8 10億円の加算を希望する場合は、どのような審査が行われますか。また、追加の審査の観点は全てを満たすことが求められますか。（支援2（大学）ハイレベル枠）

A 申請のあった大学に対して、審査の状況に応じて書面審査に加えて面接審査を実施することを予定しています。その他、選定委員会の判断により必要に応じて実地調査を行うことも考えられます。なお、追加の審査の観点については、いずれも満たすことが必要です。

Q 7-9 大学（ハイレベル枠）の3つの取組全てに該当するものとして申請すれば、審査の際に有利になりますか。また、大学（ハイレベル枠）の審査は、申請した3つの取組の平均等により総合的に審査されることになるのでしょうか。（支援2（大学）ハイレベル枠）

A 該当する数によって、審査の際に直ちに有利になるものではありません。

Q 7-10 実施方針において、審査基準の策定に際して踏まえるべき主な観点について「以下の観点については、計画の性質に応じてすべて満たすことを求めるものではなく」とありますが、一方で支援2の審査要項においては、実施方針に掲載の観点と同様の審査の観点について「以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する」とあります。どのように解釈したらよいですか。（支援2）

A 支援2については、取組を実施する上でいずれも重要な点となりますので、すべての観点において計画を求めることとしております。

8. 助成金の交付方法・執行について

Q 8-1 助成金の交付申請、交付決定の対象期間は1年間ですか。事業計画書に記載した計画期間（例えば、8年間など）ですか。

A 選定された事業計画に記載した計画期間で交付申請・交付決定を行います。

Q 8-2 単年度に1億円など、毎年度の交付額の上限はあるのでしょうか。

A 申請する大学・高専の計画によって年度ごとの所要額は異なることから、毎年度の交付額に上限はありません。

Q 8-3 助成金の交付申請において、各年度の経費内訳の計画を作成していますが、前倒して執行することや、翌年度に繰り越して執行することは可能ですか。この際には手続きは必要ですか。

A 事業の進捗状況に応じて、前倒して執行することや、翌年度に繰り越して執行することは可能です。具体的な手続きについては、今後、「大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領」を策定しお示しする予定です。

Q 8-4 本助成事業の特徴として、支援1、支援2ともに、計画の対象となった学部等の設置等に至らない場合が想定されますが、そのような場合、交付決定の取消しが行われることはありますか。

A 設置計画が認可されなかったこと等をもって直ちに交付決定の取消しが行われることはありません。ただし、引き続き計画に基づく学部等の設置等に取り組む意思が見られない等の場合においては、交付決定の一部又は全部の取消しを行います。なお、計画に基づく取組が行われていないなど、義務違反に該当すると認められる場合に、交付決定の全部の取消しを行います。

Q 8-5 計画の対象となった学部等の設置等に至らない場合以外では、どのような場合に、交付決定の取消しが行われることがありますか。

A 交付規則第17条の義務違反に該当する場合、交付決定の一部又は全部の取消しを行います。詳細は公募要領を参照してください。

Q 8-6 助成対象経費で使用が認められない経費はありますか。

A 支援1、支援2ともに、土地の取得に係る経費、学生に対する学資金の援助のための経費（例えば、奨学金等）、教育プログラムや授業・研究の実施に係る経費、事業構想と関係のない他分野の教育研究等に必要な経費についての支出は認められません。また、助成金が国費を原資としていることに鑑み、社会通念上、大学が負担することが適切でない経費などについての支出は認められません。

支援1について、フェーズ1及びフェーズ3においては、教員人件費や施設設備整備費、建物取得費への使用は認められません。フェーズ2においては、施設設備整備費及び建物取得費以外の経費への使用は認められません。

支援2について、消耗品費や印刷製本費への使用は認められません。なお、旅費、会議費、謝金のほか、借料及び損料、委託・外注費については、経費の用途に制限がありますので御留意ください。

※使用できる経費の種類、制限の詳細については公募要領別添2等を確認してください。

Q8-7 支援2について、謝金、旅費、会議費の使途に限定がかかっていますが、どのように判断すればよいでしょうか。

A 謝金、旅費、会議費については、教員確保のための活動や学外者が授業科目の一部を担当する際に必要な経費であることを求めています。例えば、大学等の規程に基づき教員や授業を行う者の経費を謝金から支払う場合や、雇用する教員の赴任旅費、実務経験のある教員確保に向けた企業との打ち合わせ等が想定されます。なお、学生に資料収集・整理等の一定の作業を依頼した際に支払う謝金や、シンポジウムの講演者のために支払う旅費や会場費といった対外的に教員確保等と直接関係があると説明することが困難な経費については認められず、認められない支出が確認された場合は、額の確定時に返還を求めることとなりますので御留意願います。

Q8-8 支援1について、各支援フェーズを前倒ししたり後ろ倒ししたりすることは可能ですか。

A フェーズ1については、3年以内で検討体制の構築等を支援するものですが、フェーズ2の期間中に後ろ倒しし、広報経費等を支出することが可能です。フェーズ2の施設設備整備費や建物取得費については、学部や学科の開設年度に合わせて整備や取得が必要となるため、フェーズ1の期間中でも可能とします。また、学部や学科の設置後に学年進行に合わせてフェーズ3の期間中に段階的に整備や取得することも可能とします。フェーズ3については、学部の開設等から完成年度までの4年間で自走化への取組深化を支援するものであり、フェーズ2に前倒しはできません。

Q8-9 ソフトウェア等の無形固定資産に係る経費は、施設設備整備費として支援の対象になりますか。

A 対象となります。

Q8-10 例えば、戦略的な留学生の受入れ拡大を図る目的で、教育プログラムの国際通用性を担保する上で、国際的な質保証の枠組みを活用することを考えていますが、そのために必要となる経費は支援の対象となりますか。

A 対象となります。

Q8-11 助成金によって購入した機器が陳腐化した場合、例えば3年程度の短期間で廃棄処分してもよいのですか。またその際、助成金で購入した機器をさらに買い替えるための経費は、支援の対象になりますか。

A 助成金で取得した施設・設備・備品のうち、取得価格が50万円以上となる財産は、

交付規則第 21 条で処分制限が規定されていることに留意し廃棄処分等を行ってください。また、設備等の買い替えも可能とします。

Q 8-12 新たに整備する施設や設備について、既存の学部等との共用部分に係る経費は、支援の対象になりますか。

A 助成金の使途は本事業の趣旨・目的に沿って使用しなければなりません。したがって、全額ではなく、使用面積や学生数等によって当該経費を按分した額が支援対象となります。

Q 8-13 支援 1 のフェーズ 1 及びフェーズ 3 において、ほかの業務と兼務している事務職員の人件費も、支援の対象になりますか。

A 全額ではなく、本事業におけるエフォート率等によって当該人件費を按分した額が支援対象となります。

Q 8-14 新たに校舎等を建てるための土地を借地により確保する場合、その上に整備する施設や設備について支援を受けるためには、借地に係る契約を締結していることが要件となりますか。

A 要件とはしませんが、借地に係る契約を締結する際、助成金により整備する施設の処分制限期間に留意し借地契約の期間を設定する必要があります。なお、助成金により整備した施設の処分制限期間満了前に、処分する場合は残存価値に応じて返還の対象となります。

Q 8-15 TA やチューターに支払う経費は支援の対象になりますか。

A 教育プログラムや授業・研究の実施に係る経費は対象となりません。

Q 8-16 経費の使途で、いずれかの費目にのみ使用する計画などは認められますか。

A いずれかの費目にのみ使用することは可能です。ただし、事業の目的や助成金額を踏まえ、効果的な支出となるようにしてください。

Q 8-17 助成事業が完了した場合に実績報告書を提出し、額の確定を受けることとなりますが、選定した大学・高専に対するフォローアップとして実績報告書を毎年度提出させるとの関連について教えてください。

A 実績報告書は二種類あり、交付規則第 13 条第 1 項に基づき事業が完了した後に額の確定を行うために提出するものと、交付規則第 13 条第 2 項に基づき毎年度の執行状況等を報告するものがあります。毎年度提出する実績報告書については取組の進捗状況等を確認するために必要となります。

Q 8-18 この助成金に、間接経費は措置されないのですか。

A この助成金は、学部再編等（支援 1）及び体制強化に向けた定員増（支援 2）に伴う直接的な経費を支援することが目的であり、間接経費は措置されません。

Q 8-19 支援2においても、助成率の算定方法が定められていますか。

A 支援2においては、支援1のようにあらかじめ助成率を設定しておりませんが、審査要項に記載のとおり、大学等から提出のあった事業計画における定員増の規模や書面審査の状況等を勘案して総合的に評価し、必要に応じて助成金額を調整することとしております。

9. 他の補助制度、助成制度との関係について

Q9-1 文部科学省や文部科学省所管独立行政法人が実施する大学・高専向けの様々な補助制度等がありますが、大学ファンド（国際卓越研究大学への助成）以外に本助成事業との併給が認められないものはありますか。

A 本事業との併給が認められない事業は現時点では大学ファンド以外にはありません。ただし、本事業に要した費用については他の経理と明確に区分し、また、事業により取得し又は効用の増加した財産は、助成金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないため、それらが困難とならないよう、他の経費措置を受けている取組との区分を十分に整理した上で資金計画を策定してください。

10. その他

Q10-1 実施方針において「機構は、助成金の交付の対象となった大学・高専における取組の実施状況等を把握するとともに、必要に応じて選定委員会の意見を聴いた上で、当該大学・高専における取組の効果を適切に測定することとし、その把握及び測定の結果をホームページ等で公表する。」とされていますが、大学・高専における取組の実施状況等の把握、大学・高専における取組の効果の測定の結果として、具体的にどのような事項が公表されることとなりますか。

A 本事業による学部再編等の状況や関係する組織の学生数の規模、特色のある取組や成果などについて公表することを想定しています。今後、具体的に検討することとしています。

Q10-2 支援1に採択された大学が参加しなければならない機能強化会議とは、具体的にはどのような会議ですか。開催時期・場所、出席が求められる者の職位・人数は決まっていますか。大学が準備しなければならないことは何ですか。

A 機能強化会議は、原則として、毎年度一回開催され、選定された大学による意見交換や情報交換の場となるものです。開催時期や内容等の詳細については、選定された大学に対してお知らせします。

Q10-3 支援1において、計画の構想がどの程度の熟度になれば、この助成事業に申請できますか。

A フェーズ1の検討体制の構築等に着手可能となった段階で、申請可能です。計画の細部まで定まっている必要はありませんが、計画の構想が政府の掲げる戦略のどの部分に相当するのかわかるように示すことができるようにしてください。

Q10-4 支援1において、フォローアップの一環として設置認可の書類の提出を求められていますが、どの時点で提出をすればよいのでしょうか。

A 申請又は届出と同時に提出いただくことを想定しています。具体的な提出方法・時期については選定後別途お知らせします。

Q10-5 東京23区内に立地する大学の学部の定員増の取扱いはどうなりますか。

A 東京23区における大学の学部等の収容定員の抑制については、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）に基づくものですので、当該法律の規定等が適用されることとなります。

Q10-6 設置等を行う学部等において、編入学定員を新たに設定又は既存の編入学定員を拡充する場合の扱いはどうなりますか。

A 編入学定員を新たに設定又は既存の編入学定員を拡充する場合はその増加分も支援対象となりますので、申請書の入学定員の増加数等を記入する欄には、編入学定員の増数

も足し合わせて記入ください。

なお、支援1については、助成率の算定等で確認する定員増に伴う他組織の定員減に関しても、編入学定員の減少分を算入することができます。

Q10-7 申請書に「入学定員」「在籍者数」「収容定員」「収容定員充足率」（以上、支援1、支援2共通）「入学志願倍率」（支援2のみ）の記入を求められていますが、学部などの単位ではなく、大括りで入試を行っている等の理由で対象となる組織に限定した記入ができない場合は、どのように記入しますか。

A 入学時の情報では記入が難しい場合は、支援1においては学則や設置認可・届出の計画の数値を基に記入してください。支援2においては学則や設置認可・届出の計画の数値を基にしつつ入学後の学生配属の際のデータを活用するなど、可能な限り対象となる組織のみに特定した情報を記入してください。また、支援2においては様式2-1-1別添、2-2-1別添の〈特記事項〉に記入内容に係る詳細説明を記入してください。